

e-transfer加盟店約款

「e-transfer 加盟店約款」（以下、本約款）という。）は、e-transfer 株式会社（以下、「当社」という）が提供する決済サービスを利用する加盟店（以下、「加盟店」という。）と当社の間適用される。

加盟店に成ろうとする者は、あらかじめ本約款に同意した上で、当社に加盟店登録申請をし、当社が加盟店登録申請を承諾することにより、本約款および登録申請書の記載事項を内容とする e-transfer 加盟店契約（以下、「本契約」という）が成立する。

第1条（定義）

本約款における各種用語の定義は、以下のとおりとする。

①e-transfer 電子マネー決済システム（「本システム」ということもある）

利用者が加盟店から商品の購入またはサービスの提供を受ける際、加盟店に対して支払うべき商品またはサービスの対価を、当社が発行するカード番号を用いることにより、加盟店に代わって利用者より商品またはサービスの対価の徴収を代行する電子決済システムをいう。

②e-transfer 電子マネー

利用者の入金金額に応じて利用可能な電子的な金額価値であり、利用者が加盟店で商品またはサービスを購入した際に利用者が加盟店に支払うべき対価の支払いを、加盟店が当社に請求できる権利を表章するものをいう。

③利用者

本システムを利用して、商品またはサービスを購入する個人または法人をいう。

④加盟店

本契約を当社と締結し、本システムによって、利用者が商品またはサービスを購入した際、その対価の支払いを当社に求めることができる事業者をいう。

⑤e-transfer リチャージカード

法人または20歳以上の個人の利用者が本システムを利用するために購入するカードであって、カード番号その他の情報が、算用数字表示、磁気ストライプ、QRコード、1次元バーコードその他の方法で記録されているカードをいう。

⑥e-transfer リチャージ・ジュニアカード

20歳未満の利用者が本システムを利用するために購入するカードであって、カー

ド番号その他の情報が、算用数字表示、磁気ストライプ、QR コード、1次元バーコードその他の方法で記録されているカードをいう。

⑦加盟店 ID

本システムにおいて、加盟店を識別するために用いる識別番号をいう。

⑧決済用端末

加盟店が、本システムの利用に際して、当社の決済システム用情報処理装置にアクセスするために用いるコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の通信端末をいう。

⑨端末 ID

決済用端末1台毎に割り当てられる識別番号をいう。

⑩残高保護

個々の e-transfer リチャージカードもしくは e-transfer リチャージ・ジュニアカードに対して、e-transfer 電子マネーの残高ポイントのうち、利用者自らが解除操作しない限り利用できないようにする金額を利用者が設定することをいう。

⑪決済手数料

加盟店が、当社に対して、本システムの利用に際して支払う手数料をいう。決済手数料の具体的な金額または料率は、別紙で定める。

⑫ポイント

e-transfer 電子マネーの単位であって、利用者の入金1円につき、e-transfer 電子マネー1ポイントが付与される。

第2条（加盟方法）

加盟店になろうとする者（以下「申請者」という）は、当社が指定する業務委託店を経由して又は直接当社に対して加盟店登録申請を行う。当社は、自己の自由な判断によって、当該加盟店登録申請を承諾し又は拒否することができる。また、当社は、加盟店登録申請の諾否の判断に必要な情報を申請者に求めることができる。当社が加盟店登録申請を承諾し、申請者に電子メール等の書面で承諾の旨を通知した時点で、当該申請者は加盟店となる。

第3条（加盟店が利用者に提供する商品およびサービス）

1. 加盟店は、以下の各号に該当する商品またはサービスを、本システムを利用して、利用者に販売または提供してはならない。

- ①第三者の特許権、著作権その他の知的所有権を侵害するもの
- ②その機能または品質に瑕疵のあるもの
- ③わいせつ、売春、暴力、残虐に関する商品その他公序良俗に反するもの
- ④第三者を誹謗し、中傷しまたは差別する内容のもの
- ⑤有害なプログラムを含むもの
- ⑥銃刀法その他の関連法令に違反するもの
- ⑦麻薬取締法、覚せい剤取締法その他の関連法令に違反するもの
- ⑧ワシントン条約その他の条約によって取引が禁止されているもの
- ⑨第三者の通信の秘密もしくはプライバシー、または財産権を侵害するもの
- ⑩偽造品または偽ブランド品に係るもの
- ⑪上記のほか法令に違反しまたは違反するおそれのあるもの
- ⑫その他、加盟店による販売または提供を認めることが適当でないと当社が判断して随時加盟店に指定するもの

2. 加盟店は、e-transfer リチャージ・ジュニアカードにより決済しようとする利用者に対し、前項に掲げるものの他、以下の各号に該当する商品またはサービスも販売または提供してはならない。

- ①酒類、たばこ、その他未成年者への販売が法令によって禁止されているもの
- ②アダルトコンテンツを含む等の成人向けの商品またはサービス

3. 加盟店は、自らが販売または提供する商品またはサービスの品質に関して、善良なる管理者の注意の下に管理を行う。

4. 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等、販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、加盟店の責任において関係諸官庁に対して許認可手続または届出を行い、当社にこれを証明する関連書類を本システム利用開始前に提出する。

5. 前四項に違反する行為、内容が認められた場合は、当社により、一時的に加盟店の資格を停止されることがある。また、相当の期間を定めて改善を促されたにもかかわらず、その期間内に改善されない場合には当該加盟店の加盟店資格を取消されることがある。

第4条（加盟店の義務）

加盟店は、以下の各号に定める義務を負う。

- ①加盟店は、本システムの利用にあたり、関連諸法規を遵守するものとし、利用者を錯誤に陥られるおそれのある商品表示等をせず、他者の信用、名誉を毀損する

ことのないよう努めなければならない。

- ②加盟店は、当社に対し、所定の決済手数料を支払う義務を負う。
- ③加盟店は、当社が別途定める e-transfer 電子マネーの取扱いを行うことを証するマークを、加盟店の店頭、ウェブサイト上等に掲示し、e-transfer 電子マネーを利用しての決済が可能であることを表示する。
- ④加盟店は、加盟店 ID、端末 ID およびこれらに対応するパスワードを第三者に開示してはならない。
- ⑤加盟店は、決済用端末を紛失した場合には、直ちに当社に通知する。
- ⑥加盟店は、第三者に成りすまして本システムを利用してはならない。また第三者をして加盟店に成りすまして本システムを利用させてはならない。
- ⑦加盟店は、決済に関する情報の二重送信や誤入力が生じないように、誤操作防止措置に努めるものとする。また、本システムによる決済は、正確な情報に基づいて決済手続を行うように努めるものとし、情報の改ざん等の不正な処理を行ってはならない。
- ⑧加盟店は、有害なコンピュータプログラム・情報などを本システム又は当社のコンピュータに送信してはならない。

第5条（e-transfer 電子マネー決済システムによる決済）

当社は、利用者が、加盟店から、e-transfer 電子マネーを用いて、商品またはサービスの購入または提供を受けた場合には、当該利用者の e-transfer 電子マネーの残額から当該商品またはサービスの対価金額の減算処理を行う。ただし、利用者の e-transfer 電子マネーの残高ポイント（当該利用者によって残高保護の設定がなされている場合には、残高保護されていない金額）が、商品またはサービスの対価総額に満たない場合等には、当社は、利用者の e-transfer 電子マネーによる決済を拒否することができる。

第6条（決済金額の支払い方法）

1. 当社は、加盟店に対し、毎月末日を締切日とし、当該加盟店が当月に本システムによって決済した金額（以下「決済金額」という）を集計して、締切日の翌月7日（該当日が土日祝日の場合は翌営業日、以下「通知日」という）までに当該加盟店に決済金額を通知する。
2. 加盟店は、当社が通知した決済金額に異議がある場合には、通知受領後3日以内に当社に異議を申し立てなければならない。
3. 前項の異議がない場合には、当社は、加盟店に対し、通知日の属する月の15日（該当日が銀行休業日である場合は翌営業日）までに、決済金額から決済手数料およびそれに課される消費税等の公租公課相当額ならびに銀行振込手数料を差し引いた金額を、

加盟店が指定した銀行口座に振り込む。ただし、当社が振り込むべき各月の金額が1万円に満たない場合には、加盟店から別段の要望がない限り、支払うべき金額の累計金額が1万円に到達するまで支払を繰り延べることができる。

4. 第2項の異議があった場合には、加盟店と当社が協議の上、決済金額および振込日を確定する。

第7条（利用者との紛争等）

1. 加盟店は、加盟店と利用者との間で、本システムによる決済の原因関係たる売買取引の債務不履行、不成立、商品・サービスの瑕疵等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合に、加盟店の費用と責任で苦情・紛争等の解決にあたるものとし、当社に一切の損害、迷惑等を及ぼしてはならない。
2. 利用者からの加盟店の商品等に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、加盟店がその全責任をもって速やかにその処理に当たるものとし、当社に一切迷惑をかけてはならない。
3. 加盟店は、前二項のために、利用者からの苦情・問い合わせ等の対応窓口を加盟店の費用と責任で設置し運営し、常時、利用者からの苦情・問い合わせ等に対応できるようにしなければならない。当該窓口の連絡先（担当者、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）を当社に書面で通知する。
4. 当社は、加盟店の問い合わせ対応窓口の情報を利用者に対し掲示、通知、あるいは告知できる。
5. 第3項の問い合わせ対応窓口の連絡先を変更する場合には、変更日の5営業日前（当社の営業日を基準とする）までに、当社に書面で変更後の連絡先を通知しなければならない。
6. 利用者が、当社または加盟店に対し、決済すべき金額について、苦情や異議を述べまたは金額の訂正を申し入れている場合、当社は、利用者と加盟店との間で紛争が解決して金額が確定するまで、第6条第3項の振込を留保することができる。

第8条（差別的取扱の禁止）

加盟店は、本システムを利用して決済することの申込を行った利用者に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本システムを利用して決済することを申込んだ利用者にとって不利となる差別的取扱や本システムによる決済の円滑な使用を妨げる制限を行ってはならない。

第9条（通知）

1. 当社から加盟店に対する通知、支払明細書等の送付などの通知は、別段の定めのある

る場合を除き、加盟店が加盟店登録申請書または通知先変更届により当社に通知したメールアドレス宛の電子メールにより行う。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行う。

2. 当社から加盟店への電子メールは、加盟店のメールアドレスへの到着をもって加盟店に通知されたものとする。但し、前項但し書きの場合を除く。
3. 加盟店は、当社からの通知の有無及びその内容を確認するため、当社に連絡先として届け出ているメールアドレスの電子メールをその営業日において毎日1回は閲覧できる体制を維持するものとする。通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を当社に通知する。
4. 加盟店は、加盟店登録申請書その他の書類により当社に届け出た、氏名、商号、本店所在地、代表者、電話番号、連絡先メールアドレス、銀行口座、ウェブサイトのURL、その他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって、事前に書面にて届出なければならない。
5. 加盟店は、前項の届出が無いために、当社からの通知、送付書類、その他のものが延着または不到達となったとき場合には、それらが通常到着すべきときに到着したものとみなされることに同意する。
6. 当社と加盟店との通知、連絡等の通信は日本語で行う。

第10条（本システムによる決済処理の停止又は中断）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、本システムによる決済処理の一部又は全部を停止する事ができるものとする。
 - ①本システムの定期的な点検・補修を行う場合。
 - ②本システムの適正な運用のため、特に点検・補修・改修が必要と当社が認めた場合。
 - ③本サービスに使用する通信回線が輻輳による使用困難又は使用不能な場合。
2. 当社が前項に基づき決済処理を停止する場合には、予め、その理由、実施期日及び期間を加盟店に通知する。但し、緊急の場合、又は火災、停電、地震等の天災、その他の不可抗力による場合は除く。
3. 当社は、本システムにおいて情報伝送に用いる第三者の回線もしくは通信に起因する、または加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の本システムの運営障害について一切の責を負わない。

第11条（秘密保持および個人情報保護）

1. 当社および加盟店は、本契約締結の検討、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上、技術上、その他の一切の営業秘密を守るものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた当

事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- ① 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- ② 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ③ 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- ④ 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- ⑤ 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- ⑥ 裁判所、官公庁、弁護士会その他の公的機関から法令に基づいて開示を求められた情報（但し、開示前に文書で相手方に通知するものとする。）

3. 当社が業務の処理を第三者に対して委託することにより、当該第三者が互いの秘密事項に接することになる場合は、当社は、当該第三者に対して、本条と同様の守秘義務を課すと共にこれを遵守させる。

4. 当社および加盟店は、本システムの運用または本システムを利用した決済にあたって取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定、その他の関連法令に準拠して適切に保護するものとする。

第 12 条（債権、権利、契約上の地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なき限り、本契約に基づく相手方に対して有する債権および本契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入れ、その他担保として提供する等の処分はできないものとする。
2. 合併又は会社分割等により、本契約に基づく権利または本契約上の地位を加盟店から包括承継した者は、包括承継の日から 30 日以内に、当社にその旨を通知しなければならない。

第 13 条（公租公課）

印紙税、消費税等加盟店への支払に係る租税公課の課税のある場合、加盟店がこれを負担するものとする。但し、当社の収益より控除すべき租税公課はこれに含まれない。

第 14 条（損害賠償）

1. 加盟店および当社は、本約款に違反することにより、又は、本システムによる決済の利用又は提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。但し、当社が負う損害賠償責任の範囲は、加盟店が被った直接且つ現実の損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとする。
2. 本約款に基づく当社の加盟店に対する損害賠償金の額は、当社の故意又は重過失に

よる場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に当該加盟店が当社に支払った決済手数料の合計金額を上限とする。

3. 当社は、本約款の履行が、停電、過剰アクセス等によるシステムダウン、地震、洪水、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって不履行若しくは遅滞となった場合、加盟店に対し損害賠償の義務を負わないものとする。

第15条（有効期限）

本契約の有効期間は、締結の日より1年間とし、その期間満了の日より3ヶ月前までに当社に対して、書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第16条（解除）

当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知または催告なくして、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ①本契約に定める義務に違反し、当社から相当の期間を定めて催告したにもかかわらず改善されなかった場合
- ②監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- ③自ら振り出した手形または小切手の不渡りを一回でも起こした場合
- ④破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申立をし、または申し立てられた場合
- ⑤差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行の申立てを受け、または租税滞納処分を受けた場合
- ⑥著しい資本減少、営業廃止、営業停止もしくは解散の決議をした場合
- ⑦当社に対する債務の弁済を一月以上遅滞した場合
- ⑧財政状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- ⑨その他、加盟店が反社会的勢力と関係した場合など本システムの運営上望ましくないと当社が判断した場合

第17条（約款の変更）

当社は、30日以上予告期間において、本約款の内容の変更を、当社のウェブサイト上に掲載し、各加盟店に対して当社に登録されているアドレス宛の電子メールで通知することにより、本約款を変更することができるものとする。本約款の変更に不服のある加盟店は、前記予告期間中に当社に書面によって申し入れることにより、本契約を解約することができる。加盟店が予告期間中に解約の申し入れをしなかった場合には、加盟店は変更された約款を承認したものとみなす。

第18条（契約終了後の取扱）

1. 本契約が終了した場合であっても、その終了の時に既に発生している債権、債務は、履行の完了まで有効に存続するものとする。
2. 本契約終了の際には、加盟店の費用と責任をもって、本システムの利用に関する資料等および第4条第3号に定める当社所定のマークを当社に返却、または当社の指示する方法により処分するものとする。
3. 本契約終了に伴う利用者への通知、対応は、加盟店がその費用と責任をもって行うものとする。
4. 本契約終了後も、第4条第6号、同条第8号、第7条第1項、同条第2項、第11条、第12条第1項および第14条に定める各条項は存続するものとする。

第19条（準拠法）

本契約は、日本国の法律に基づき解釈・実施されるものとする。

第20条（専属的合意管轄裁判所）

当社および加盟店の間で、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所あるいは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（協議事項）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社および加盟店は、信義誠実の原則に則り協議するものとする。

以上

別紙

決済手数料率について

【ネット店舗】

- | | | |
|----|--------------|----------------|
| 1. | 加盟店契約料・初期導入費 | 157,500 円 (税込) |
| 2. | 月額費用 | 無料 |
| 3. | 決済手数料 | 7%以下 |

【リアル店舗、ケータイ QR コード利用】

- | | | |
|----|--------------|----------------|
| 1. | 加盟店契約料・初期導入費 | 157,500 円 (税込) |
| 2. | 月額費用 | 無料 |
| 3. | 決済手数料 | 5%以下 |

振込サイト手数料率について

- | | | |
|----|-------------------|--------------|
| 1. | 5日単位締め 5日銀行営業日振込 | 決済金額合計の 1.5% |
| | (土日祝日の場合は、翌営業日) | |
| 2. | 10日単位締め 5日銀行営業日振込 | 決済金額合計の 1% |
| | (土日祝日の場合は、翌営業日) | |